

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
表 題	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-right: 10px;">1</div> 森本東部地区の日本電産開発土地の固定資産課税について		
趣 旨	<p>森本東部地区に日本電産(株)の第二本社ビル群の建設が進められているが、この土地に対して、向日市は農地として格安の固定資産課税を続けている。ビルが建設されつつある土地を農地として課税することで、多額の税収入を失い、市民に損害を与えているのではないか。</p>		
事 項 (質問・提案等)	<p>J R向日町駅東側に建設が進む日本電産(株)の第二本社ビルは、すでにC棟は建設が完了し、7月には竣工式がおこなわれ、現在本格稼働しています。</p> <p>ところが、このビルが建つ土地に対して、向日市は農地として格安の課税を続けています。向日市行政は、守秘義務を理由に課税に関する事実関係の確認を拒否していますが、様々な資料、データより間違いのない事実であると考えます。</p> <p>大きなビルの建つ土地が、どうして農地扱いなのか？市民から疑問の声が出されましたが、行政担当部局からは、守秘義務を理由に明確な説明はなされませんでした。そこでやむなく、向日市が適正な課税を怠り、多額の税収入を失い市民に損害を与えていると訴えて、6月に市民2人が住民監査請求をおこないました。そのうちの一人は私です。</p> <p>先日、監査委員から訴えを棄却する内容の監査結果が通知されましたが、担当部局の主張を鵜呑みにしたもので、とうてい納得できません。よって住民訴訟をおこなうことになると思います。</p> <p>この争いはシンプルなものです。ビルが建設されつつある土地を農地として課税していいんですか？この素朴な疑問に答える義務があると考えます。土地区画整理事業中という区域の特殊性があるとはいえ、資産価値に応じて所有者に対し課税するという応益原則と、評価は現況の実態に基づいておこなうという原則から逸脱していると考えます。</p> <p>本市の考えを説明頂きたい。</p>		

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
表 題	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-right: 10px;">2</div> J R向日町駅の橋上駅舎と自由通路事業について		
趣 旨	<p>J R向日町駅の橋上駅舎と東西自由通路の建設事業は、昨年12月に41億円の債務負担を負い、実施設計が進められているが、いまだにどんな駅舎になるのか、その基本図面すら議会に示されていない。この状態が続くことは異常である。直ちに、議会に対する図面提出と説明を求める。</p>		
事 項 (質問・提案等)	<p>J R向日町駅の橋上駅舎と東西自由通路の建設事業は、昨年12月に41億円の債務負担行為を設定し、今年2月にJ R西日本との工事協定を締結して、実施設計を進めています。</p> <p>債務負担行為の設定に対して、私はどんな駅舎になるのか基本図も示されないままで承認できないと述べたますが、その後実施設計が進む今に至っても、未だ何も示されないままです。</p> <p>J R向日町駅は、京都駅より歴史のある駅であり、向日市の玄関口として、単にJ R西日本一社の財産でなく、向日市民共有の公共の財産でもあります。その駅舎の全面改築の姿が市民に見えないまま進むことは、本市のまちづくりにとっておおいに懸念材料です。その一方で、事業費の支出が続けられることは、市民を代表して行政をチェックすべき議会が見過ごしてはならないと考えます。</p> <p>(1) この現状について、市長はどのようにお考えか。</p> <p>(2) 向日市民には、向日町駅がどのようになるのか、知る権利があります。行政には、市民に対し情報を提供し、説明する責任があります。J R社にも同様の社会的責任があると考えます。これからどのように議会と市民に情報開示と説明を行う考えか。</p>		

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
表 題	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-right: 10px;">3</div> 地球温暖化防止の取り組みについて		
趣 旨	<p>この秋、本市は気候非常事態宣言とゼロカーボン・シティ宣言を発するとともに、現在策定中の第3次環境基本計画の4つの基本目標のトップに「気候変動対策を推進するまち」を掲げ、地球温暖化防止の取り組みを強力に進める姿勢を打ち出す予定だ。そこで、この目標実現にむけた取り組みについて聞く。</p>		
事 項 (質問・提案等)	<p>(1) 公共施設の更新をゼロカーボン仕様で進めることについて</p> <p>脱炭素にむけて、建物の断熱・省エネは必須の取り組みですが、まずは公共施設から進めるべきでしょう。本市は、市役所新庁舎がこの地域で先駆けて ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング) READY 仕様で建設されており、これは貴重な先行事例の財産です。</p> <p>①これから迫られる公共施設の更新、特に学校施設の更新の計画策定にあたっては、ゼロ・カーボン仕様を基本に進めることについて考えを聞く。</p> <p>②これから策定する向日市地球温暖化対策実行計画・事務事業編に、公共施設のゼロ・カーボン化を盛り込むことについて考えを聞く。</p> <p>(2) 電気の調達に関する環境配慮方針と目標を定めることについて</p> <p>本市は、公共施設で使用する電気の調達について、約10年前より競争入札を実施し、公正で安価な電気の調達に努力してきました。しかし地球温暖化対策が強く求められ、本市もゼロカーボン・シティ宣言をめざしている現在、価格競争のみによる調達でなく、環境に配慮した電気の調達が求められています。環境配慮契約の推進は、地方自治体は努力義務となっているが、方針の策定や目標の設定が求められます。</p> <p>①再生可能エネルギー比率の高い電気を調達することを定めた「電気の調達に関する環境配慮方針」を定めることについて</p> <p>②再生可能エネルギーの調達目標を設定することについて</p> <p>(3) 向日市の子どもたちが地球温暖化問題について学ぶ機会の保障について</p>		

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
<p>表 題</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-left: 100px;"> 3 </div> 地球温暖化防止の取り組みについて			
<p>事 項 (質問・提案等)</p> <p>地球温暖化が危惧される近未来に生きるのは、子どもたちです。子どもたちが社会に出た時に、自分たちを取り巻く地球環境とりわけ地球温暖化の問題について、正しく理解し考えることのできる知識と視点が持てるよう、学ぶ機会を保障することが必要です。</p> <p>京都市では、小学4年生、5年生、中学生に、環境副読本「わたしたちの環境」を配布し、環境学習に活用しています。また2005年より、温暖化防止教育「こどもエコライフチャレンジ」をスタートし、2010年からは市内すべての小中学校で実施しています。</p> <p>①地球温暖化対策が急速に社会全体の重要課題となってきた中で、小中学校教育ではどのように対応していこうとしているのでしょうか。本市の現状と今後の取り組みについての考えを聞く。</p>			

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
表 題	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-right: 10px;">4</div> 個人情報保護条例の改正について		
趣 旨	<p>昨年成立した改正個人情報保護法（以下、改正法）の来年4月1日施行までに、自治体は個人情報保護条例を「国基準」にすることを求められている。しかし改正法は、個人情報の利活用が目的に加わり、多くの保護規定が削除されたことで、個人情報保護が後退することが危惧される。本市の対応について問う。</p>		
事 項（質問・提案等）	<p>個人情報保護委員会が4月に公表したガイドラインは、法に規定されていないことがらについてまで踏み込み、自治体の個人情報保護規定の多くを「許容されない」と否定し、条例改正については、現在の条例を廃止して手続き的なことを規定する「法施行条例」を制定するよう求めています。</p> <p>本市においても、個人情報保護条例の改正作業が進められていますが、住民の個人情報保護の水準を守るために努力頂きたく、以下質問と要望を行う。</p> <p>(1) 本市の個人情報保護条例の改正にあたっての基本的な考え方を問う。</p> <p>①改正法への対応にあたっては、住民の個人情報の保護に向けて長年にわたって運用実績のある本市条例の基本的理念を後退させることのないように努めて頂きたいが考えを聞きます。</p> <p>②そのため、個人情報保護法の「施行条例」でなく、現行の「向日市個人情報保護条例」の名称のまま、その改正で対応することが望ましいと考えますがどうか。</p> <p>③改正法には審議会に関する規定はありませんが、審議会の設置は可能とされています。高度な専門性や市民感覚の視点を確保するために、「審議会」の役割を条例に規定して、今後も十分機能するようにすることが必要ではないか。</p> <p>(2) 個人情報の取扱いの制限について</p> <p>改正法では、個人情報の外部提供・目的外利用の制限、本人からの収集原則、要配慮個人情報の収集の制限、オンライン結合の原則禁止など、本市の条例では禁止・制限されている個人情報保護のための取扱い規定が、削除ないし緩和されています。ガイドラインでは、独自の制限規定を設けることは許容されないとしていますが、これでは個人情報の保護が後退することは明らかであり、各自治体ではその対応を工夫していると聞きます。例えば、以下の規定を設けることについて考えを伺う。</p>		

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
<p>表 題</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-left: 100px;"> <p>4 個人情報保護条例の改正について</p> </div>			
<p>事 項 (質問・提案等)</p> <p>①個人情報 は本人から収集するよう努めることを責務として条例に規定するとともに、現在「審議会」に諮っている例外的な本人外からの取得については、審議会に報告し、審議会が必要と判断すれば、調査・審議・意見陳述ができるようにすること。</p> <p>②要配慮個人情報は、できる限り収集しないよう努めることを責務として条例に規定するとともに、その扱いについて安全管理措置を整備すること。</p> <p>③改正法では、個人情報の目的外利用や外部提供には、「相当な理由」「特別の理由」が必要とされているが、その具体的指標は示されていません。そこで、</p> <p>(1) 担当部署だけの判断で行われないよう、個人情報保護担当部署への報告を義務づけ、審議会に報告して客観性が反映される仕組みにすること。</p> <p>(2) 個人情報ファイル簿への個人情報提供先の記載等を規定し、住民への可視化をおこなうこと。</p>			